

# 令和3年度岩手県地域職業訓練実施計画

令和3年3月5日

岩手県  
岩手労働局  
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部

## 1 総説

### (1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき実施する公共職業訓練（離職者訓練、学卒者訓練、在職者訓練、障がい者等に対する訓練）及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「支援法」という。）第2条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する支援法第4条第1項の規定により厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）について、国及び岩手県が一体となって、地域の職業訓練ニーズを踏まえた職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための必要な事項を定めたものである。

### (2) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### (3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

## 2 労働市場の動向と課題等

### (1) 労働市場の動向と課題

令和2年度の岩手県の雇用失業情勢は、前年度終盤からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により企業の採用活動が急速に縮小して、8月には有効求人倍率が1.01倍まで低下し、平成25年4月以来、7年4ヶ月ぶりで1倍台を割り込むことが危ぶまれるまでに悪化した。

9月以降もそのような状態が続いており、コロナ禍の終焉が全く見えない状況に鑑みると、コロナ禍の長期化によっては、今後、求職者が増加することが懸念される。

一方で、少子高齢化の進行等により建設や介護等の分野では人手不足の状況が続いている他、就職氷河期世代の安定就労に係る支援への取り組みも求められている。

### (2) 令和2年度における公的職業訓練をめぐる状況

令和2年4月から令和2年12月までの、新規求職者は42,458人であり、そのうち特定求職者に該当する可能性のある者は19,170人である。

令和2年度の職業訓練の受講者は次のとおり。

(令和3年1月末日現在) ※学卒者訓練のみ令和2年4月現在

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）
  - 県立校（委託訓練） 1,075人
  - 機構（施設内） 295人
- ・ 公共職業訓練（学卒者訓練）
  - 県立校 393人（令和2年4月末日現在）

- ・公共職業訓練（在職者訓練）
 

県立校	1,341人
機構	254人（生産性向上支援訓練除く／生産性向上支援訓練531人）
- ・公共職業訓練（障がい者等訓練）
 

県立校（委託訓練）	34人
-----------	-----
- ・求職者支援訓練
 

基礎コース	30人
実践コース	173人

令和2年度の職業訓練の就職率は次のとおり。（令和3年1月末日現在）

- ・公共職業訓練（離職者訓練）
 

県立校（委託訓練）	75.1%
機構（施設内）	88.5%
- ・公共職業訓練（学卒者訓練）
 

県立校	93.1%
-----	-------
- ・公共職業訓練（障がい者等訓練）
 

県立校（委託訓練）	44.4%
-----------	-------
- ・求職者支援訓練
 

基礎コース	46.7%（雇用保険適用就職率 40.0%）
実践コース	68.9%（雇用保険適用就職率 62.9%）

※「県立校」は県立職業能力開発施設、「機構」は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部を示す。

### 3 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等

#### （1）実施方針

##### ア 公共職業訓練（離職者等訓練）

コロナ禍による急激な雇用環境の悪化及びその終焉の時期が見えない状況等に鑑みると、今後、求職者の大幅な増加が懸念されるところであり、これに加えて、従前からの建設、保育、介護等の人手不足分野への就職促進も念頭に置き、以下に掲げる職業訓練を、公共職業安定所等と連携し、県全域で実施する。

岩手県では、実施に当たって地域の訓練ニーズ等を把握して実施地区や訓練コース等を設定するとともに、令和2年度の訓練規模を維持しつつ、短期訓練枠を拡充することとし、母子家庭の母等を対象とした訓練コースや託児サービス付きの訓練コースのほか、人手不足や震災からの復興に対応した建設分野の訓練コースや「ITを使いこなす力」を習得することを目的とした情報系コース等を設定する。このほか、介護福祉士、保育士及び企業が求める国家資格等の資格取得を目指す2年間の長期訓練コースを引き続き設定する。

また、職業能力開発の主管室である定住推進・雇用労働室、産業技術短期大学校本校（矢巾町）、同校水沢校（奥州市）、宮古高等技術専門校（宮古市）及び二戸高等技術専門校（二戸市）を「職業訓練受講要領」2に定める受講指示等を受けた訓練受講者に対して職業訓練を行う公共職業能力開発施設とし、専修学校等の民間教育訓練機関及び職業訓練法人に委託して実施する。

- ・ 離職者等を対象とした訓練
- ・ 企業実習を通じた実践力の習得が必要な求職者を対象とした訓練
- ・ 母子家庭の母等を対象とした訓練
- ・ 実務に役立つIT活用力習得コース

また、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部では、公共職業安定所等との連携を密にし、入所生の確保及び就職への支援強化を図るとともに、多様なニーズに対応するために、システム・ユニット訓練を展開すると共に、習得度の確認を図る。さらには、より効率的かつ効果的な質の高い職業訓練を行うため、離職者訓練修了者の就職先事業所に対するヒアリング調査及び離職者訓練受講者に対するアンケート調査を実施する。

#### イ 公共職業訓練（学卒者訓練）

産業技術短期大学校（矢巾町）及び産業技術短期大学校水沢校（奥州市）においては、技術・技能の高度化に対応した実践的な技術者の育成を行うとともに、企業連携によるオーダーメイドカリキュラムと、生産工学・品質保証技術のカリキュラムにより、生産技術部門のリーダー育成を行う。

千厩高等技術専門学校（一関市）では自動車整備の分野、宮古高等技術専門学校（宮古市）では自動車整備及び金型技術の各分野、二戸高等技術専門学校（二戸市）では自動車整備及び建築施工の各分野の技術・技能の高度化・多様化に対応できる技能者の育成を行う。

#### ウ 公共職業訓練（在職者訓練）

訓練ニーズを把握しながら、地域企業の訓練ニーズに対応した在職者訓練を的確かつ効率的に実施する。

岩手県では、産業技術短期大学校本校（矢巾町）、同校水沢校（奥州市）、宮古高等技術専門学校（宮古市）及び二戸高等技術専門学校（二戸市）で地域企業の訓練ニーズに対応した在職者訓練を実施する。

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構岩手支部でも、人材育成ニーズを踏まえ、中小企業等を主な対象として、ものづくり分野を中心に真に高度な訓練コースを設定・実施する。

特に、産業界又は地域の事業主団体ニーズに応じた訓練コースの設定・実施・支援を実施するとともに、在職者のキャリア形成の効果的な促進のために、相談援助・情報提供の拡充を図る。

また、分野を問わず、人手不足に悩む中小企業等の生産性の向上を図るための生産性向上支援訓練も実施する。

#### エ 公共職業訓練（障がい者訓練）

障がい者の就業支援に資するため、厚生労働省が推進する「障害者の多様なニーズに対応した委託訓練事業」による職業訓練については、障がい者が住み慣れた地域で、企業や民間職業訓練法人等多様な委託先を活用した委託訓練を実施する。

県立拠点校（県内3校）に「障がい者職業訓練コーディネーター」及び「障がい者職業訓練コーチ」を配置し、制度周知や訓練生及び委託先の開拓、訓練生への就職支援等を強化し、効果的な職業訓練を実施する。

効果的な職業訓練の推進に重点を置きつつ、障がい者に対する職業訓練と自立支援との連携強化を図る。

#### オ 求職者支援訓練

基礎的能力を習得する職業訓練（基礎コース）及び実践的能力を習得する職業訓練（実践コース）を設定することとし、その枠組みの中に就職氷河期世代に配慮した訓練も設定するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が増加することが懸念されることから、これまで経験のない業種・職種への転換支援を含め早期再就職に有効な訓練についても念頭に置くこととする。

訓練の設定に当たっては、成長分野や人材不足分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする他、育児中の女性等で再就職を目指す者、未就職のまま卒業することとなった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者等である対象者について、その特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。特に出産・育児を理由とする離職者については、育児と職業訓練の両立を支援するため、託児サービス付き訓練コース及び短時間の訓練コースの設定を促進する。

就職氷河期世代に係る訓練については、就職氷河期世代への支援を協議する都道府県レベルのプラットフォーム（行政機関・労使団体・福祉機関・就労支援機関・訓練機関等を構成員として設置）とも連携を図るとともに、令和2年度の実施状況を踏まえて短期間での取得が可能で訓練期間の下限を緩和（訓練期間2か月程度）した「期間緩和コース」を主軸とする訓練コースの設定に努め、安定就労に有効な資格等の習得を支援する。

なお、就職氷河期世代に対する訓練については、求職者支援訓練での対応を想定しているが、個々の状況により離職者等訓練へも誘導し、柔軟な運用に努めるものとする。

## （２）各訓練の対象者数等

### ア 公共職業訓練（離職者訓練）

施設名	種別	区分	延定員	訓練科名
産業技術短期大学校 本校	委託	離職者	465人	介護福祉士養成科、IT実践科等
		日本版DS	75人	
産業技術短期大学校 水沢校	委託	離職者	450人	
		日本版DS	0人	
宮古高等技術専門校	委託	離職者	225人	
		日本版DS	60人	
二戸高等技術専門校	委託	離職者	175人	
	委託	日本版DS	14人	
定住推進・雇用労働室	委託	離職者	140人	
岩手職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）	施設内	離職者	338人	
		橋渡し	30人	
合計		離職者	1,793人	
		日本版DS	149人	
		橋渡し	30人	
		合計	1,972人	

### イ 公共職業訓練（学卒者訓練）

施設名	訓練課程	科名	定員
産業技術短期大学校本校	専門課程	メカトロニクス技術科	40人
		電子技術科	40人
		建築科	40人
		産業デザイン科	40人
		情報技術科	40人
	応用短期課程	産業技術専攻科	10人
産業技術短期大学校水沢校	専門課程	生産技術科	40人
		電気技術科	40人

		建築設備科	40人
千厩高等技術専門校	普通課程	自動車システム科	40人
宮古高等技術専門校	普通課程	自動車システム科	30人
		金型技術科	10人
二戸高等技術専門校	普通課程	自動車システム科	40人
		建築科	30人
合計			480人

#### ウ 公共職業訓練（在職者訓練）

施設名	実施回数	延定員	訓練科名
産業技術短期大学校本校	55回	1,090人	社員研修、技術管理、建築、機械・電子、デザイン、情報、電気工事、資格取得
産業技術短期大学校水沢校	18回	395人	社員研修、技術管理、資格取得
宮古高等技術専門校	30回	430人	一般事務、建築、情報ビジネス、電気工事、溶接、機械、金属プレス、機械製図
二戸高等技術専門校	25回	360人	一般事務、技術管理、建築製図、情報ビジネス、電気工事
岩手職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）	47回	470人	機械系分野、電気・電子系分野、居住系分野等
合計	175回	2,745人	

#### エ 公共職業訓練（在職者訓練：生産性向上支援訓練）

施設名	実施回数	延定員	訓練科名
岩手職業能力開発促進センター（ポリテクセンター岩手）	54回	540人	生産現場の問題解決、マーケティング志向の営業活動の分析と改善、在庫管理システムの導入、品質管理基本

#### オ 公共職業訓練（障がい者訓練）

施設名	種別	延定員	コース名
産業技術短期大学校本校	委託	22人	知識・技能習得訓練コース、実践能力習得訓練コース、学校卒業予定者コース
産業技術短期大学校水沢校		11人	
宮古高等技術専門校		11人	
合計		44人	

## カ 求職者支援訓練

訓練の種類	割合	認定 上限値	新規参入の 上限	就職氷河期 対策実施分	地域優先 共有枠
基礎コース	40%	371人	30% (111人)	—	盛岡地域・ その他の内 陸地域・沿 岸地域間 における基 礎コースの 割合を各3 分の1とす る。
実践コース	60%	557人	30% (167人)	実践コース の「期間緩 和コース」 又は「時間 緩和コー ス」で20人 以上を設定 する。	
うち介護分野	20%	111人	基礎・実践コ ースの各 30%を上限 値とする。		
医療事務分野	5%	28人			
情報分野	10%	56人			
その他	65%	362人			
合計	100.0%	928人			

### (地域優先共有枠)

求職者支援訓練の訓練コースは、就職率の実績が上位の訓練コースから認定されるため、状況によっては、訓練コースが特定に地域に偏する可能性がある。

このことから、いずれの地域においても、職務経験の浅い者等が職業訓練を通じ能力開発を行うことができるよう、基礎コース認定枠の地域間における均一化を図る。

なお、均一に設定した認定枠（地域優先枠）に残りが生じた場合は、県内全体で調整する。

### (認定上限値の繰越及び振替)

実践コースにおいて認定申請が「定員」を下回った等の事情により認定数が認定上限値を下回った場合の余剰定員は、同一認定単位期間の「その他」分野への振替を可能とする。

また、同一年度の次期以降の認定単位期間の同地域、同種別（基礎コース、実践コース）、同分野の認定上限値への振替も可能とし、第4四半期の認定申請に限り余剰定員の基礎コースと実践コース間の振替を可能とする。

### (認定単位期間)

1か月単位とする。

## 4 公的職業訓練の実施に当たり公共職業能力開発施設が行うべき事項等

### (1) 関係機関との連携

公共職業訓練の実実施計画の策定、周知・広報をはじめ、受講者の募集、円滑かつ効果的な訓練の実施、訓練修了者の就職等を推進していくためには、国や県の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関団体や労使団体の理解・協力が必要不可欠である。

また、訓練カリキュラム等の見直しも含め、訓練の実施結果や地域における人材ニーズ等を踏まえた検討・改善を図っていく上でも、横連携による不断の取組が必要であることから、令和3年度においても「岩手県地域訓練協議会」を開催し、関係者の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた計画的かつ実効性のある職業訓練の推進に努めることとする。

### (2) 受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを主軸に、労働者のキャリア形成に資する情報提供及び相談援助に努め、受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練を実施するものとする。

なお、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの着実な実施に資するため、「訓

練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」(委託事業)を活用した求職者に対する訓練説明会や就職サポートセミナー等を積極的に開催する。

### (3) 職業訓練担当者の資質向上

職業訓練の効果的な周知・広報、ハローワーク窓口での適切な誘導、訓練生に対する実効性のある就職支援等を積極的に推進するためには、職業訓練担当者の資質向上を図る必要があることから、行政機関、訓練実施機関が各々抱える不安や問題等の把握に努めるとともに、それらの解消・軽減を図るべく研修機会の提供に努める。

## 5 新たな雇用・訓練パッケージの実施に伴う求職者支援制度の特例措置等への対応

新型コロナウイルス感染症による雇用の影響が長期化する中で、休業を余儀なくされる方やシフトが減少したシフト制で働く方などが仕事と訓練受講を両立し易い環境を整備し、自らの職業能力を向上させて今後のステップアップを図るための特例措置等が設けられたため、以下のとおり対応する。

### (1) 求職者支援制度への特例措置(9月末までの時限措置)への対応

職業訓練受講期間中に訓練受講者に支給する職業訓練受講給付金の収入要件で、月額8万円以下であったものがシフト制で働く方や副業・兼業をしている方は月額12万円以下に引き上げとなり、また、訓練実施日と勤務日が重なり欠席せざるを得ない日は、やむを得ない理由とする特例措置が導入されたことから、これを広く周知し、訓練受講者の拡大に努める。

### (2) 公共職業訓練及び求職者支援訓練の訓練期間や訓練内容の多様化・柔軟化への対応

対象者が仕事をしながら訓練を受講し易くするため、令和3年度末までに開講するコースの特例として、訓練設定の要件が以下のとおり緩和されたほか、オンライン訓練の設定も促進することとされた。

公共職業訓練(委託訓練)については、訓練定員520名分が増枠されたことから、求職者の動向やニーズ等を勘案しながら、民間教育訓練機関等と連携して新たな訓練コースを設定し、訓練受講機会の拡大を図る。

なお、求職者支援訓練については既枠内での対応となるが、上記の公共職業訓練(委託訓練)に係る新たな訓練コースの設定にあたっては、他の訓練と重複しないよう訓練科目や開講時期等に配慮し、調整を行うものとする。

#### ① 公共職業訓練

- ・ 訓練期間：標準3か月 → 1～2か月のコースを創設
- ・ 訓練時間：標準月100時間 → 月60時間以上に緩和

#### ② 求職者支援訓練

- ・ 訓練期間：標準2～6か月 → 2週間～6か月のコースを創設
- ・ 訓練時間：標準月100時間 → 月60時間以上に緩和

### (3) ハローワークにおける積極的な職業訓練の周知及び受講斡旋への対応

当該特例措置の対応に万全を期すため、ハローワークに「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響で離職した方、休業中やシフト制で働く方など、働きながらステップアップしたい方への訓練情報の提供及び受講斡旋、訓練修了後の就職支援等をワンストップかつ個別・伴走型で提供する。